

第23回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和4年11月8日、午後2時00分から  
 開催場所：福津市役所別館1階大ホール  
 出席者：農業委員9名、推進委員9名 事務局1名  
 欠席者：3名  
 議事録署名委員：2名

発言者	内容
事務局	<p>只今から第23回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席委員数は9名でございます。</p> <p>よって、福津市農業委員会会議規程第10条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<会長挨拶>
事務局	<p>続きまして、会議規程第5条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、会議規程第44条による本日の議事録署名委員は、9番福嶋委員、10番横山委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第1議案第131号から日程第8議案第138号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上をお願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。</p> <p>それでは、日程第1議案第165号農地法第5条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	<p>申請は在自で宅地と宅地の間にあります畑を家庭菜園として耕作されていましたが、地主が高齢となっていることと息子さんも農地を手放したいということで、とりにある宅地部分と併せて自己用住宅を建てるという話がありました。上水道はありませんので、井</p>

	<p>戸を掘って確保するということです。下水道は市道にありますので接続することができます。雨水については、北側と南側に水路がありますので、最終的には南側に流すということで問題はありません。</p> <p>事務局から補足説明はありますか。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>現地の写真を付けています。この申請地の農地の広がりには10haを超えていませんので第2種農地となります。</p>
	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 165号農地法第5条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>地主さんは田畑を貸していましたが、借りていた方が高齢になって耕作ができなくなったので、地主さんに返したところ、地主さんも高齢なので自分で耕作はできないので売りますという話でした。業者と話をしたときに防火用水がないので、市から防火用水を設置するように言われたと聞いています。計画図では市道側に防火用水を設置することになっています。また、北側の隣接地境界には一部コンクリートブロックがないので、コンクリートブロックを設置して境界をはっきりさせるということです。公共上下水については、前面の市道にありますので、それに接続をするということです。セットバックをすると敷地が狭くなるので、申請地内に道路を作るという計画について何度か修正されたようです。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現地の写真を付けています。これを見ると何か耕作をされている農地ではありません。この申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となり、宅地分譲もできる農地となります。</p>
<p>会長</p>	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 165号農地法第5条の規定による許可申請(番号3)について、事務局の提案をお願いします。</p>

事務局	す。
会長	<p>&lt;議案朗読&gt;</p> <p>私の担当地区になりますので、私が説明を行います。</p> <p>場所は旧津屋崎庁舎の横に第一分団の格納庫がありますが、その前にある畑です。</p> <p>以前までは地主が自家菜園で作っていましたが、病気をされてできなくなりましたので売却するという話になっています。隣接地にはコンクリートブロックが付いています。</p> <p>近くには在自川があって、そちらには擁壁が付いています。市道より少し低いので18cmほど盛土をします。公共上下水については、前面の市道に通っていますので、それを利用されるようです。雨水排水については、側溝に流すという話でした。</p>
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	<p>周りは住宅地が広がっていて、何か耕作されている農地ではありません。</p> <p>この申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となり、宅地分譲もできる農地となります。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありますか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 165号農地法第5条の規定による許可申請(番号4)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	<p>申請地は生家地区内で家庭菜園が行われていた場所です。</p> <p>公共下水は前面市道を通っています。上水は井戸を掘るということです。雨水については、水路に流すということです。</p>
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	<p>現地の写真を付けています。何か耕作をされている農地ではありません。この申請地の農地の広がり10haを超えていませんので第2種農地となります。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 165号農地法第5条の規定による許可申請(番号5)について、事務局の提案をお願いします。</p>

事務局	<p>&lt;議案朗読&gt;</p> <p>前回の総会で保留になっていた議案になります。少なくとも、砂利とロープと車止めを外したところで、次回の総会に図っていただきたいとご意見が出ましたので、申請者にはそのことを伝えて改善をしてもらいました。写真を付けていますが、砂利とロープと車止めを外していることを事務局は現地に行き、確認をしました。周辺の市の取り扱いについて、現在、確認が取れていませんが、周辺の市に確認のうえ、取りまとめていきたいと考えています。</p>
会長	<p>農地法違反の事例で罰則規定はありますが、適用された事例は福岡県に確認したところないようです。今後は事前着工しているところは、農地に戻したところで、印鑑を押すということで委員のみなさまにはやっていただきたいと思います。</p>
推進委員	<p>早く近隣市の取り扱いについて、確認を取っていただいて判断しやすいようにお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。判断基準を事務局長と作っていききたいと考えています。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 166号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
会長	<p>利用権の合意解約です。次に日程第3議案第 167号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
会長	<p>福津市農用地利用集積計画の策定です。以上で議案の審議はすべて終わりました。次回の開催予定は12月5日(月)です。</p> <p>以上を持ちまして第23回福津市農業委員会総会を閉会します。</p>